

志學館大学履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 志學館大学（以下「本学」という。）において、卒業資格を得るための履修等については、本学学則の定め及びこの規程の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、当該事項に係る学部教授会がその都度定めるものとする。

第2章 教育課程

(授業科目名及び単位数等)

第2条 学則第20条第4項に基づく授業科目名及び単位数等は、別表のとおりとする。

第3章 卒業の要件

(修得すべき単位数)

第3条 学生が卒業資格を得るためには、学部ごとに定める次の区分の科目の単位を修得し、その合計が124単位以上でなければならない。

人間関係学部

- | | |
|------------|----------|
| (1) 共通教育科目 | 合計44単位以上 |
| (2) 専門教育科目 | 合計80単位以上 |

法学部

- | | |
|------------|----------|
| (1) 共通教育科目 | 合計32単位以上 |
| (2) 専門教育科目 | 合計92単位以上 |

2 共通教育科目及び専門教育科目の履修方法は、別表に定めるところによる。

3 外国人留学生にあつては、教養科目のうち8単位までを日本事情に関する科目の修得単位で、また、外国語科目のうち8単位までを日本語に関する科目の修得単位で代えることができる。

(他大学等における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定)

第3条の2 学則第27条及び第28条の規定に基づく単位の認定を希望する者は、それぞれ所定の手続きをとるものとする。

2 学則第27条第3項及び第28条第2項に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」のうち、大学以外の教育施設等で行われた技能・資格等に係る学修については、教育上有益であり、かつ大学教育の水準に相当すると認められる場合に、別に定めるところにより、単位の認定を行う。

3 前項による単位の認定は、学則第27条及び第28条に規定する単位数と合わせて60単

位を超えないものとする。

(必修科目)

第4条 学生が必修科目の単位を修得しないときは、卒業の認定を受けることができない。

第4章 受 講

(時間割及び担当者)

第5条 開設する授業科目の時間割及び担当者は、学年の初めに公示するものとする。

(履修登録)

第6条 学生は、学年又は学期の初めに、その学年又は学期に履修しようとする授業科目について、定められた履修登録手続をしなければならない。ただし、その他の時期に履修登録を受け付ける科目の場合は、この限りではない。

2 前項の履修登録は、所定の期間に取り消すことができる。

3 第1項の履修登録を行っていない授業科目は、その単位の認定を受けることができない。

第7条 削除

(履修登録の上限)

第7条の2 各学期に履修登録できる授業科目の単位数は、原則として24単位を上限とする。ただし、スポーツ&エクササイズA及びスポーツ&エクササイズB、キャリア形成科目、集中講義科目、放送大学科目並びに卒業要件に算入されない授業科目は、制限の対象としない。

2 成績優秀者の場合、次に掲げる各号の範囲内で、前項の上限を緩和する。

(1) 標準修得単位数を取得し、通算のGPAが3.5以上の者 6単位(3科目)

(2) 標準修得単位数を取得し、通算のGPAが3.3以上3.5未満の者 4単位(2科目)

(受講制限)

第8条 各授業科目は、その内容又は教室の都合等により、受講資格を限定し、又は受講人員を制限することがある。

(重複受講の禁止)

第9条 学生は、同一時間内の授業科目を重複して受講することはできない。

(休講及び補講)

第10条 授業科目担当者が授業を休講するときは、緊急止むを得ないときを除き、あらかじめ公示するものとする。

2 休講した授業は、その学期内で補講することを原則とする。

第5章 試 験

(日程の公示)

第11条 定期試験の日程は、試験開始期日の1週間前までに公示するものとする。

(受験資格)

第12条 授業科目の受講時数が全授業時数の3分の2に満たない者は、当該授業科目の試験

を受けることができない。

(学生証の提示)

第13条 試験を受けるときは、学生証を机上に提示しなければならない。

(遅刻)

第14条 試験開始時刻から20分以上遅刻した学生は、当該試験を受けることができない。

(不正行為に対する措置)

第15条 試験の際、不正行為の事実が認められたときは、当該試験科目は無効とする。

2 不正行為の程度が著しいときは、当該学生の所属する教授会は、試験監督者の報告により、当該学期の全登録科目の無効を決定することができる。

(成績評価の基準)

第16条 成績の評価は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 秀 90点以上～100点
- (2) 優 80点以上～90点未満
- (3) 良 70点以上～80点未満
- (4) 可 60点以上～70点未満
- (5) 不可 60点未満

2 学生指導の必要があるときは、成績の表示については点数を付記するものとする。

(単位修得の確認)

第17条 各学生が修得した単位は、次学期の初めに学務課から交付される成績表により通知するものとする。

(追試験)

第18条 病気等止むを得ない事由で試験を受けることができなかった学生は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする学生は、所定の「追試験受験願」に、試験を受けなかった事由を証する書面(医師の診断書等)を添えて学務課に提出しなければならない。

3 追試験は、当該年度内に行うものとする。

(再試験)

第19条 試験の結果、不合格となった授業科目については、卒業が見込まれている学期の末に卒業要件に算入される授業科目について118単位以上を修得していることが確定している場合、当該学期末に再試験を受けることができる。ただし、第12条に基づき受験資格がない授業科目については、この限りではない。

2 前項の再試験の対象となる授業科目は、当該学期又はその直前の学期に履修登録し、かつ、卒業要件に算入されるものに限る。

3 再試験を受けようとする学生は、所定の「再試験受験願」に受験料を添えて学務課に提出しなければならない。

4 受験料は、1授業科目につき1,000円とする。

5 再試験による成績の評価は、60点を超えることができない。

第20条 削除

第6章 卒業研究（卒業論文等）

（研究題目の提出期限）

第21条 学生は、最終学年の5月末日（当日が休業日のときは、その後の最初の授業日。指定された期日の日が休業の場合は、以下同じ。）までに、指導教員の承認を得て、「卒業研究題目届」を学務課に提出しなければならない。ただし、交流協定に基づく派遣学生については、この限りでない。

2 前項により提出した卒業研究の題目を変更しようとする学生は、11月末日までに、指導教員の承認を得て、「卒業研究題目変更届」を学務課に提出しなければならない。

（研究成果の提出期限）

第22条 学生は、最終学年の1月16日午後4時30分までに、卒業研究の成果を学務課に提出しなければならない。

（研究成果の審査）

第23条 卒業研究の成果の審査については、口頭試問により行うことができる。

（成績評価）

第24条 卒業研究の成績の評価は、第16条を準用する。

（卒業延期者の取扱）

第25条 学生が翌年度の9月に卒業を希望する場合、第21条第1項の5月は11月と、第21条第2項の11月は5月と、第22条の1月は7月と読み替えることができる。

（法学部への適用除外）

第26条 第21条から第25条までの規定は、法学部の学生には適用しない。

第7章 公欠及び忌引

（公 欠）

第27条 学生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、原則として公欠として取扱うものとする。ただし、公欠とすることが不適切と授業科目担当者が判断する事由がある場合は、この限りではない。

- (1) 学長の指示又は許可により、学内及び学外で行われる行事、式典等に出席するとき。
- (2) 伝染病の予防に係る措置を受けたとき。
- (3) 天災、交通機関の途絶遅延等のとき。
- (4) 教育実習等の学外における教育活動へ参加するとき。
- (5) 本学が認定したサークルが、本学を代表して公的な大会等へ出場するとき。
- (6) 就職試験日（試験に連動する会社説明会を含む。）
- (7) 地域や社会に貢献する各種活動のうち、学長が認めたもの。
- (8) その他学長がやむを得ないと認めたとき。

2 公欠のときは、所定の手続きをとるものとする。

3 公欠の時数は、第12条に規定する全授業時数からこれを控除するものとする。ただし、

控除できる時数の合計は全授業時数の5分の1を超えることはできない。

(忌 引)

第28条 忌引のときは、所定の「忌引届」を授業科目担当者に提出しなければならない。

2 忌引の日数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 配偶者 | 10日 |
| (2) 子 | 10日 |
| (3) 父母 | 7日(姻族3日) |
| (4) 祖父母及び兄弟姉妹 | 3日(姻族1日) |
| (5) 伯叔父母 | 1日 |

3 忌引の時数は、第12条に規定する全授業時数からこれを控除するものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 法学部学生にあっては、第3条の規定は、平成13年度以前の入学者にも適用するものとする。

3 平成14年4月1日施行前の学則の別表に基づき修得した授業科目の単位は、なおその効力を有するものとする。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 文学部の国文学科、英語英文学科及び人間関係学科の学生にあっては、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年3月31日に在籍する者については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成19年度編入学者及び2年次又は3年次転入学者、平成20年度編入学者及び3年次転入学者については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日に在籍する者については、改正後の別表第2専門教育課程表（人間関係学部／心理臨床学科、人間文化学科）にかかわらず、なお従前の例による。
- 法学部の平成17年度入学者は、改正後の別表第2専門教育課程表（法学部／法律学科）「専門演習Ⅱ」の履修方法については、なお従前の例による。
- 平成20年3月31日に在籍する者のうち、改正前の別表第2専門教育課程表（法学部／法律学科）の授業科目を既に修得している場合は、次のとおり改正後の別表第2専門教育課程表（法学部／法律学科）の授業科目を修得したものとみなす。

既に修得した 授業科目及び単位		修得したものとみなす 授業科目及び単位		既に修得した 授業科目及び単位		修得したものとみなす 授業科目及び単位	
授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
実定法入門	2	法学入門	2	民事訴訟法	4	民事訴訟法Ⅰ	2
裁判法	2	裁判法入門（司法制度基礎）	2			民事訴訟法Ⅱ	2
基礎演習	4	法律学基礎演習	4	民事執行法	4	民事執行法Ⅰ	2
社会情報処理演習	2	リーガルリサーチ	2			民事執行法Ⅱ	2
演習Ⅰ	4	専門演習Ⅰ	4	刑法Ⅰ	4	刑法総論Ⅰ	2
演習Ⅱ	4	専門演習Ⅱ	4			刑法総論Ⅱ	2
憲法	4	憲法Ⅰ	2	刑法Ⅱ	4	刑法各論Ⅰ	2
		憲法Ⅱ	2			刑法各論Ⅱ	2
民法Ⅰ	4	民法総則Ⅰ	2	刑事訴訟法	4	刑事訴訟法Ⅰ	2
		民法総則Ⅱ	2			刑事訴訟法Ⅱ	2
民法Ⅱ	4	物権法Ⅰ（総論）	2	国際法Ⅰ	4	国際法Ⅰ	2
		物権法Ⅱ（担保物権）	2			国際法Ⅱ	2
民法Ⅲ	4	債権法総論Ⅰ	2	国際法Ⅱ	4	国際法Ⅲ	2
		債権法総論Ⅱ	2			国際法Ⅳ	2
民法Ⅳ	4	債権法各論Ⅰ	2	法哲学	4	法哲学Ⅰ	2
		債権法各論Ⅱ	2			法哲学Ⅱ	2
民法Ⅴ	4	家族法Ⅰ（親族）	2	国際関係論	4	国際関係論Ⅰ	2
		家族法Ⅱ（相続）	2			国際関係論Ⅱ	2
商法Ⅱ	4	会社法Ⅰ	2	金融論	4	金融論Ⅰ	2
		会社法Ⅱ	2			金融論Ⅱ	2
商法Ⅲ	4	手形小切手法Ⅰ	2	税法 Ⅰ又はⅡ	2	税法	2
		手形小切手法Ⅱ	2				
商法Ⅳ	4	商取引法	2	知的財産法 Ⅰ又はⅡ	2	知的財産法	2
		海商法	2				
不動産登記法 Ⅰ又はⅡ	4	登記法Ⅰ	2	環境法 Ⅰ又はⅡ	2	環境法	2
		登記法Ⅱ	2				

附 則

- この規程は、平成21年1月28日から施行する。

- 2 法学部の平成16年度以前の入学者は、平成20年4月1日改正の別表第2専門教育課程表（法学部／法律学科）「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」の履修方法については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、法学部法律学科及び法ビジネス学科における科目区分名の変更及び科目の分割等に伴う履修方法の変更は、法学部が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在籍する者で、既に「総合教養講座」を履修している者は、「総合教養講座Ⅰ」を履修することができない。
- 3 平成25年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特に定める科目については、この表を適用することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特に定める科目については、この表を適用することができる。